平成２２年（フ）第１４４９７号
東京都大田区西糀谷３丁目２－４　松本方
債務者　佐藤　一雄
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４９９号
千葉県市川市福栄１丁目11－１－102　ニックハイム行徳第２
債務者　荒井　謙児
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５００号
東京都小平市上水本町５丁目10－407
債務者　水越　君男
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５０２号
東京都港区六本木７丁目19－１－401
債務者　大内　教一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５０４号
東京都豊島区池袋本町３丁目26－14－106
債務者　横山　景子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５０８号
東京都葛飾区堀切４丁目44－13　三輪方
債務者　北村　きよ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎720－39
債務者　田中　一枝
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１１号
東京都調布市染地３丁目３－１－２－301
債務者　櫻井　敏子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１３号
東京都江戸川区本一色２丁目７－12－102、住民票上の住所東京都江戸川区本一色１丁目33－11－303
債務者　高橋　律子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１４号
東京都世田谷区世田谷１丁目16－３
債務者　追川　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１５号
千葉県習志野市屋敷３丁目13－20
債務者　齊藤　延江
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１６号
東京都豊島区長崎３丁目５－４
債務者　飯島　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１７号
東京都板橋区蓮沼町18－16－103
債務者　岩谷　文明
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１８号
埼玉県川越市大字山田262－３
債務者　田口　和哉
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５２０号
神奈川県横浜市港北区高田西１丁目13－２－103
債務者　小澤　順子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部